

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 内部監査実施基準

(目 的)

第1条 この基準は、経理規程第65条の規定により内部監査人の選任及び監査内容等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(内部監査人)

第2条 内部監査人は理事たる副会長をその職に充てる。

(監査内容)

第3条 内部監査人は、法人内の会計業務が関係法令及び経理規程の定めに従い、重大な誤謬発生危険がなく効率的に行われていることを確かめる。

(監査方法)

第4条 内部監査は正副会長会議において少なくとも毎会計年度3回以上実施しなければならない。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、内部監査実施に関する必要な事項は、会長が決定する。

附 則 この基準は、平成26年5月1日から施行する。